

令和  
五 年  
五 條市議会第四回十二月定例会会議録(第五号)

令和五年十二月二十一日(木曜日)

議事日程(第九号)

令和五年十二月二十一日(木曜日) 午前十時開議

- 第一 選第 五号 常任委員会委員の所属変更について
  - 第二 選第 六号 議会運営委員会委員の選任について
  - 第三 選第 七号 特別委員会委員の選任について
  - 第四 同第三十二号 五條市公平委員会委員の選任について
  - 第五 発議第 七号 定例会における一般質問の一人当たり持ち時間を従来より九十分にする決議について
  - 第六 発議第 八号 認知症との共生社会の実現を求める意見書について
- 追加日程(第十号)
- 第一 選第 八号 やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員の選挙について
  - 第二 選第 九号 奈良県広域消防組合の議会の議員の選挙について
  - 第三 同第三十三号 五條市監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	理事	技監	市長公室長	総務部長
平	福	井	石	善	西	櫻
岡	塚	上	田	本	本	本
清	勝	恵	茂	隆	久	茂
司	彦	充	人	典	雄	樹

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
仲	秋	中	谷	吉	窪	岩	福	山	吉	藤	大
山	本	山	田	本	塚	口	塚	田	富	谷	谷
直	俊	勝	佳			耕	雅	美	龍	龍	龍
嘉	嗣	樹	正	秀	孝	実	司	範	子	雄	雄

事務局職員出席者

速記者	事務局総務係長	事務局次長補佐	事務局次長	事務局長	総務部次長・財政課長事務取扱	水道局長	会計管理者	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）	都市整備部長（土木管理担当）	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監
中嶋大輝	神農典子	辰巳大輔	小田光章	西峯久美	戸野哲	柴田裕彦	榮林淳子	吉川佳秀	岡民長	名迫雅浩	上田井朗	池嶋晶	平己富長	谷口久美	久保雅彦	中本賢二

午前十時零分開会

○議長（福塚 実）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（福塚 実）日程第一、選第五号を議題といたします。

本件につきましては、昨日の延会前に上程されておりますので、これを継続いたします。

お手元に配布いたしました名簿のとおり、それぞれ常任委員会委員の所属を変更したいとの申出があり、委員会条例第六条第三項の規定により許可いたしましたので、御了承願います。

また、常任委員会委員の選任につきましては、あらかじめ議員各位の御意見を聞き、御協議を願っておりますので、委員会条例第六条第一項の規定により、お手元に配布いたしております名簿のとおりそれぞれ指名いたします。

念のため、事務局長に氏名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）総務文教常任委員会、大谷龍雄、藤富美恵子、吉田雅範、吉田 正、秋本直嗣、仲山 嘉、厚生建設常任委員会、山口

耕司、福塚 実、岩本 孝、窪 佳秀、谷 勝啓、中山俊樹。

○議長（福塚 実）意見調整のため暫時休憩いたします。

午前十時二分休憩に入る

午前十一時五分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。窪 佳秀議員、福塚 実議員、山口耕司議員、岩本 孝議員、中山俊樹議員及び秋本直嗣議員から議会運営委員会

委員を辞任したいとの申出があり、委員会条例第十二条の規定により許可したので、御了承願います。

○議長（福塚 実）次に日程第二、選第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）選第六号 議会運営委員会委員の選任について。

五條市議会委員会条例第六条第一項の規定により、委員の選任を行う。

令和五年十二月二十一日提出

五 條 市 議 会

○議長（福塚 実）本件につきましては、あらかじめ議員各位の御意見を聞き御協議を賜っておりますので、委員会条例第六条第一項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおりそれぞれ指名いたします。

念のため事務局長に氏名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議会運営委員会、吉田雅範、山口耕司、岩本 孝、吉田 正、秋本直嗣、仲山 嘉。

○議長（福塚 実）この際申し上げます。

窪 佳秀議員、福塚 実議員、藤富美恵子議員、谷 勝啓議員、中山俊樹議員及び仲山 嘉議員から、地域活性化及びインターチェンジ周辺整備特別委員を辞任したいとの申出があり、委員会条例第十二条の規定により許可したので、御了承願います。

○議長（福塚 実）次に日程第三、選第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）選第七号 特別委員会委員の選任について。

五條市議会委員会条例第六条第一項の規定により、委員の選任を行う。

令和五年十二月二十一日提出

五 條 市 議 会

○議長（福塚 実）本件につきましては、あらかじめ議員各位の御意見を聞き、御協議を賜っておりますので、委員会条例第六条第一項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり指名いたします。

念のため、事務局長に氏名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）地域活性化及びインターネットチェーンジ周辺整備特別委員会、藤富美恵子、吉田雅範、福塚 実、窪 佳秀、谷 勝啓、中山 俊樹。

○議長（福塚 実）この際お諮りいたします。積極的な議会活動を通じて当面する諸問題に対応するため、各特別委員会において閉会中もなお調査を行うことができるといたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、各特別委員会において、閉会中もなお調査を行うことができることに決しました。

次に、議会広報編集委員会委員は、藤富美恵子議員、山口耕司議員、福塚 実議員、窪 佳秀議員、秋本直嗣議員、仲山 嘉議員の六名の方をお願いいたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第四 同第三十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）同第三十二号 五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程頂きました同第三十二号 五條市公平委員会委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

公平委員のうち辰巳信也委員が令和六年三月三十一日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任するに当たり同意を求めるもの

であります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

辰巳氏は昭和四十八年から平成二十二年までの長きにわたり五條市に奉職し、教育総務課長、市長公室長を歴任され、人事行政にも高い識見を有する人であり、現在、公平委員として御尽力を頂いているところであります。人格が高潔で、地方自治に精通しており、これらの経験と知見を生かし、職員の不利益処分などの審理に公平な判断をしていただけるものと強く確信いたす次第であります。議員各位には御理解を頂きまして御賛同賜りますようお願い申し上げます。これより質疑に入ります。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本議案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（福塚 実） お諮りします。この際、本日提出されました選第八号、選第九号及び同第三十三号を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、この際、選八号、選第九号及び同第三十三号を日程に追加することに決しました。追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）配布漏れなしと認めます。  
これより日程に入ります。

○議長（福塚 実）追加日程第一、選第八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）選第八号 やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員の選挙について。

地方自治法第二百九十一条の五及びやまと広域環境衛生事務組合規約第五条第二項の規定により、やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員一名の選挙を行う。

令和五年十二月二十一日提出

#### 五 條 市 議 会

○議長（福塚 実）これより、やまと広域環境衛生事務組合の議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、やまと広域環境衛生事務組合規約第五条第二項の規定により、組合市町の議会においてそれぞれの組合市町の議会の議員から三名を選出することになっております。現在、一名欠員となっております。

この際お諮りします。選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）指名推選でお願いします。

○議長（福塚 実）お諮りします。ただいま議会運営委員会、吉田雅範委員長から提案のありました選挙は地方自治法第十八条第二項の規定により指名推選をもつて行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、選挙は指名推選により行います。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員に、私、福塚 実を指名いたします。

お諮りします。ただいまの指名について、やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、やまと広域環境衛生事務組合の議員に当選となりました。

ただいま、やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員の当選について、会議規則第三十二条第二項の規定により告知いたします。

当選いたしました私から当選承諾並びに就任の御挨拶をさせていただきます。

〔八番 福塚 実登壇〕

○八番（福塚 実） ただいま、やまと広域環境衛生事務組合の議会に選任されました福塚でございます。やまと広域環境衛生事務組合、私、当初立ち上げたときに一度行かせてもらっているんですけども、大変難しい問題も多いと思いますので、皆様の御意見を聞きながらしっかりと頑張っていきたいと思っております。これからもよろしくお願いいたします。ありがとうございます。〔拍手〕

○議長（福塚 実） 次に、追加日程第二、選第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 選第九号 奈良県広域消防組合の議会の議員の選挙について。

地方自治法第二百九十一条の五及び奈良県広域消防組合規約第五条第一項の規定により、奈良県広域消防組合の議会議員一名の選挙を行う。

令和五年十二月二十一日提出

#### 五 條 市 議 会

○議長（福塚 実） これより、奈良県広域消防組合の議会の議員の選挙を行います。

本件につきましては、奈良県広域消防組合規約第五条第一項の規定により、当該区分を構成する議員の中から選出することになっております。

この際、お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選いずれの方法といたしましょうか。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 議会運営委員会、吉田雅範委員長。

○十番（吉田雅範） 指名推選でお願いします。

○議長（福塚 実） お諮りします。ただいま議会運営委員会、吉田雅範委員長から提案のありましたとおり、選挙は地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選をもって行うことに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、選挙は指名推選により行います。

指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

奈良県広域消防組合の議会の議員に仲山 嘉議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしましたとおり、仲山 嘉議員を奈良県広域消防組合の議会の議員の当選人とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、仲山 嘉議員が奈良県広域消防組合の議会の議員に当選されました。

当選されました仲山 嘉議員から当選承諾並びに就任の御挨拶を頂くことにいたします。

〔「一番 仲山 嘉登壇」〕

○一番（仲山 嘉） ただいま議長から御指名頂きました。奈良県広域消防組合議会の議員の選挙について御指名頂き、ありがとうございます。

窪前組合議員に引き続きしっかり頑張つてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。〔拍手〕

○議長（福塚 実） 次に、追加日程第三、同第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 同第三十三号 五條市監査委員の選任について。

○議長（福塚 実） 地方自治法第百七十七条の規定により、窪 佳秀議員の退場を求めます。

〔窪 佳秀議員退場〕

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司） ただいま上程頂きました同第三十三号 五條市監査委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。  
監査委員のうち、議員から選任をいたしておりました吉田 正委員から、令和五年十二月二十日付で辞職願が提出されましたので、同日付をもって受理いたしました。

吉田 正議員には、在任中、適切な監査の執行に御尽力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。  
後任といたしましたので、地方自治法第百九十六条第一項の規定により、議員のうちから選任する監査委員を窪 佳秀議員にお願いするものがあります。同議員は、人格が高潔で、財務管理をはじめ経営管理、その他優れた識見を有する方であります。

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。  
窪 佳秀議員の入場を許します。

〔窪 佳秀議員入場〕

○議長（福塚 実） 次に日程第五、発議第七号を議題といたします。  
事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 発議第七号 定例会における一般質問の一人当たり持ち時間を従来の九十分にする決議について。  
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により別紙のとおり提出します。

令和五年十二月二十一日提出

提出者 五條市議会議員 大谷龍雄

賛成者 同 吉田 正

○議長（福塚 実） 提案の趣旨説明を求めます。十二番、大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄） それでは、議長から発言の許可を頂きましたので、ただいま上程されました発議第七号 定例会における一般質問の一人当たり持ち時間を従来の九十分にする決議について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

定例会における一般質問の一人当たり持ち時間を従来の九十分にする決議（案）

去る令和二年第一回三月定例会から新型コロナウイルス感染症防止対策で、一般質問の持ち時間を六十分短縮され、その後の定例会では、一般質問を自粛するとした時期や会派代表からの質問のみとの制限を設けたこともあった。

その後、本年五月に感染の分類が第二類から第五類となったことから、九月七日に全員協議会で協議を行った結果、一般質問の持ち時間を議会改革特別委員会で協議することになった。

九月十四日に議会改革特別委員会を開催し、委員からは、九十分に戻すべきである。ただし、コロナ感染拡大などの際は議会運営委員会で

議会の運営が上手く行くよう決めてもらったらいいとの意見や、五條市議会の歴史の中で九十分と決めて来た経緯があるとの意見があり、また委員から、六十分で濃い質問をする方が良いのではないか。六十分にしておいたら、議会の運営がしやすい、との意見があった。協議の結果、議会改革特別委員会では、一般質問の持ち時間は、質問と答弁を含めて、いままでどおりの九十分と答申することになった。

このことから、上記の内容を令和五年九月二十七日開催の議会運営委員会に議会改革特別委員長から報告した。

その後、十月二十日の第三回臨時会終了後に議会運営委員会を開催して、一般質問の持ち時間の協議が行われた。

委員からは、運営上六十分の方が都合が良い。六十分の方が集中して聞ける時間であるとの意見が出された。しかし、九十分で行うべきとする委員からは、市民から負託を受けた議員として市民の声を届ける場としての一般質問であり、議員の質問時間を自らが削ることは、議会としての権能を低下させることにつながるとの意見が出され、採決の結果、三対二で一般質問の持ち時間は六十分と決定したとの報告を受けた。

議員は市民から寄せられた多様な意見を行政に届け、市民福祉の向上や、これからの五條市を築くための判断等の多くの責務があり、年四回しか行われない定例会での一般質問時間は重要と考える。よって議会運営委員会において定例会の一般質問の一人当たりの持ち時間を六十分に変更したことに對して、従来どおりの九十分に戻すよう決議する。

令和五年十二月二十一日

#### 五 條 市 議 会

議員各位におかれましては、いま一度よくお考えを頂き、御賛同賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は決議案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福塚 実）起立少数であります。よって、本件は否決されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第六、発議第八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）発議第八号 認知症との共生社会の実現を求める意見書について

表記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により別紙のとおり提出します。

令和五年十二月二十一日提出

提出者 五條市議会議員 山口耕司

賛成者 同 岩本 孝

○議長（福塚 実）提案者の趣旨説明を求めます。九番、山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可を頂きましたので、ただいま上程されました発議第八号 認知症との共生社会の実現を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）

認知症の高齢者が二〇二五年には約七百万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力

ある社会（＝共生社会）の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持つて力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

## 記

### 一、認知症基本法の円滑な施行に総力を

本年六月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられる様に、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取り組みの推進に総力を挙げることに。

### 一、地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること。

### 一、地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取り組みを、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

### 一、認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

一、認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを二十四時間三百六十五日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

一、身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活が出来る社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総合的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等のあり方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

一、認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

すべての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることが出来るのか（認知症ケアパス）、更に認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない！急がせない！自尊心を傷つけない！など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。以上、地方自治法第九十九条に基づき意見書を提出する。

令和五年十二月二十一日

#### 五 條 市 議 会。

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は決議案のとおり可決し意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福塚 実）起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（福塚 実）この際、お諮りします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五十五条の規定により、お手元に配布しております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（福塚 実）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会の会期は二十二日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本定例会は本日、これをもって閉会することに決しました。  
閉会にあたり一言御挨拶申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、本会議、各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励頂きますようお願いいたします。

また、時節柄、健康には十分御自愛頂き、よい年をお迎え頂きますよう御祈念申し上げて閉会の挨拶といたします。ありがとうございます。

市長から閉会の挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和五年五條市議会第四回十二月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

また、このたび、役員改選におきまして、福塚議長及び藤富副議長が就任されました。改めて就任のお祝いを申し上げますとともに、引き続き本市発展のため御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところわずかとなり、寒さもいよいよ厳しくなってきました。議員各位には健康に十分御留意頂き、市民の福祉向上のため御精励頂きますとともに、健やかに令和六年の新年をお迎え頂きますよう心から祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（福塚 実）これをもちまして、令和五年五條市議会第四回十二月定例会を閉会いたします。

午前十一時四十二分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 吉 田 雅 範

署 名 議 員	署 名 議 員	署 名 議 員	議 會 議 長
山 口 耕 司	岩 本 孝	窪 佳 秀	福 塚 実

